

# 公益社団法人 日本けん玉協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 日本けん玉協会（英名を Japan Kendama Association と称し、略称を JKA という。）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町一丁目29番地4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるけん玉界を統轄し、国際的に日本を代表する法人として、広く国民に対して、けん玉の普及・伝承に関する事業を行い、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(公益活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため次に掲げる種類の公益活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法人主催けん玉競技会の開催事業
  - (2) 「文部科学大臣杯争奪」全日本少年少女けん玉道選手権大会の開催事業
  - (3) けん玉ペインティングコンテストの開催事業
  - (4) けん玉の伝承・普及推進者の育成及び指導ライセンス認定事業
  - (5) けん玉競技力向上及び普及のための事業
  - (6) けん玉の小・中学校等教育機関（海外を含む。）における指導・伝承活動事業
  - (7) けん玉の保育園、幼稚園等の幼児教育機関及び児童福祉施設等の社会福祉機関における指導・伝承活動事業
  - (8) 老人ホーム入居者等高齢者に対するけん玉による指導・慰問活動事業
  - (9) 各種医療施設入・通院住者に対するけん玉による慰問・リハビリ支援活動事業
  - (10) けん玉に関する通信紙・広報誌の発行事業
  - (11) けん玉用具の認定（シール発行）事業
  - (12) けん玉教室等の開催事業
  - (13) けん玉の級・段位証発行事業
  - (14) 前各号に附帯する一切の事業
- 2 前項各号の事業は、国内外において行うものとする。

## 第3章 会員

- (1) 正会員 この法人の活動目的に賛同し、この法人の事業運営に参加する個人
- (2) 活動会員 この法人の活動目的に賛同し、活動する個人
- (3) 支援会員 この法人の活動目的に賛同し、この法人の事業を支援する個人又は法人

(4) 名誉会員 この法人に特に功勞のあつた者で理事会にて承認された者

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 2 正会員及び活動会員は、ブロック又は地域を統括する加盟団体及び都道府県支部又は都道府県を統括する加盟団体に所属することができる。

(入会)

- 第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の入会申込書を提出する者が第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条に定める活動及び第5条に定める事業に協力できるものと認めるときは正当な理由がない限り、入会申込書を提出する者に対し、入会を認めこれを通知するものとする。
- 3 活動会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 支援会員は、別に定める審査手続を経て、本人及び団体の承諾をもって支援会員になるものとする。
- 5 名誉会員は、社員総会において推薦し、入会の手続きを経ることなく、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- 6 理事長は第2項及び第3項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員及び活動会員は、第25条の手続により定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 会員は毎年一回会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 法令、本法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金等の不返還)

- 第12条 この法人は、会員が既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員等及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち、会長1人、副会長1人以上2人以内、理事長1人とし、専務理事1人以上2人以内及び常務理事1人以上3人以内を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事、監事及び特別職は社員総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決によって選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を 超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他法令で定める特 別の関係にある者の合計数が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、この法人を象徴し、式典行為等別に定める儀礼的職務を担当する。副会長は会長を補佐する。なお、会長及び副会長は、この法人の儀礼的職務に加え、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行すると同時に、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序によって、その業務を執行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めに基づき、職務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。
    - (4) 理事の職務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため又は増員によって就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 補欠のため就任した監事の任期は、前任者の残存期間とする。
  - 4 役員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても新たに選任された役員が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

- 第17条 役員が第13条第1項に定める定数に足りなくなったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員は理事会の議決により、第27条第1項に規定する定時総会又は第27条第2項に規定する臨時総会を開催し、社員総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。なお、監事の解任においては、社員総会の議決は、総社員の半数以上でかつ総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(責任の一部免除又は限定)

- 第20条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(特別職)

- 第21条 この法人には、特別職として、名誉会長1名、名誉副会長1名、相談役1名以上20名以内、

名誉相談役1名以上 10名以内、顧問1名以上 10名以内、名誉顧問1名以上 5名以内、参事1名以上 10名以内及び参与1名以上 10名以内を置くことができる。

- 2 特別職は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払をすることができる。
- 3 特別職は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べるることができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
  - 3 職員は有給とすることができる。

## 第5章 社員総会

(種別)

- 第23条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第24条 社員総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第25条 社員総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (6) 入会金及び会費の額

(開催)

- 第26条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
    - (2) 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

- 第27条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

- 第28条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第29条 社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第30条 社員総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権等)

- 第31条 各正会員の議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 2 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

(議事録)

- 第32条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した正会員1名以上がこれに記名押印する。

## 第6章 理事会等

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。なお、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上理事会を開催し、理事の自己の職務執行状況を理事会に報告をしなければならない。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法により、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議決権等)

第39条 各理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもってしても、議決することはできないので、欠席したものとする。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(執行理事会)

第41条 この法人に、理事会の決議に基づき以下の事項を協議し処理するため執行理事会を置く。

- (1) 理事会提出議案
- (2) 特定の事業の調査、研究又は遂行
- (3) その他理事会の議決を要さない常務に関する事項
- 2 執行理事会の構成は、会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事とし、理事長が議長を務める。
- 3 執行理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。
- 4 執行理事会に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 委員会等

(委員会)

第42条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は事業を遂行する。
- 3 委員会は、委員長1名及び副委員長2名以内、その他数名の委員で構成する。
- 4 委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 委員会に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(ブロック及び支部)

第43条 この法人に、地域における事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、ブロック及び支部を置くことができる。

- 2 ブロック及び支部は、その地域における協会の事業を推進する。
- 3 ブロック及び支部は、その地域を統括する加盟団体と相互に協力・支援するものとする。
- 4 ブロック及び支部には、執行理事会の議決を経て、長1名及び副長2名以内を置くことができる。
- 5 ブロック及び支部に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第45条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産である。
- 3 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。
- 4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときには、理事会及び社員総会の議決を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法人法第119条に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条の2 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

(借入金)

第54条 その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を必要とする。

## 第9章 加盟・参加団体

(加盟団体)

第55条 この法人は、その活動趣旨に賛同する団体を、理事会の議決を経て、加盟団体とすることができる。

2 加盟団体は、次の3種とする。

(1) 地域のけん玉を統括する団体

(2) 都道府県のけん玉を統括する団体

(3) 職域別、世代別等全国的にけん玉の普及・伝承活動を行う団体

3 加盟団体は、協会（ブロック及び支部を含む。）の活動を協力・支援するものとする。

4 加盟団体に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(参加団体)

第56条 この法人は、第5条に規定する事業を遂行するため、必要に応じて別に活動する各種文化、スポーツ団体の会員として参加することができる。

## 第10章 定款の変更、解散、合併等

(定款の変更)

第57条 この法人が定款を変更するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる社員総会多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第59条の2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 雑則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別な利益の禁止)

第62条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別な利益を与えることができない。

2 第6条に規定する会員及び第13条に規定する役員（以下、第6条に規定する会員等という。）は、自己又は特定の個人若しくはこの法人を除く法人（以下、自己又は特定の個人等という。）の特別な利益のために、この法人の名称等を無断で使用してはならない。

(自己又は特定の個人等のためのけん玉に関する営利事業)

第62条の2 第6条に規定する会員等は、自己又は特定の個人等のために、けん玉に関する営利事業を行う時には、別に定める手続きにより、事前に届出をしなければならない。

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

## 附 則

- 1 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。  
東京都千代田区神田神保町一丁目29番地4 一般社団法人日本けん玉協会
- 2 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。
- 3 平成27年12月23日改訂
- 4 平成29年 8月26日改訂
- 5 平成31年 3月21日改訂
- 6 令和 3年 3月20日改訂
- 7 令和 4年 3月20日改訂
- 8 令和 7年11月16日改訂